主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨は、原審の裁量に属する証拠の取捨、事実の認定を非難するものであるが、 原審の証拠の取捨については、判決にその心証を得た経路脈絡を掲げる必要はない ものというべきである。それ故所論の違法は認められない。よつて、民訴四〇一条、 九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔